

事務所通信・スターダスト 2014年5月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

若葉の候、ますますご発展のほどお喜び申し上げます。私の取り扱っている業務は、非常に多岐にわたっています。アップデートも含め、勉強すべきことが沢山あります。業務を絞るというのも一つの選択肢ですが、現在の私の選択は行政書士として市川を中心とした地域の皆様のお力になれることをまずやること。悩みながらですが、この道を一步一步進んでいきたいと思っております。業務とは別に成年後見に取り組むことになりそうです。こちらからも一步一步です。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 市川市役所行政書士相談の相談員を務めました

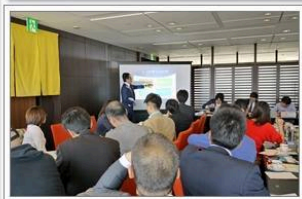
14日、午後1時より当事務所代表が世話人を務める市川市役所行政書士相談の相談員を務めました。開始時より市民の方からのご相談をうけ、午後5時の終了までに3組のご相談に対応させていただきました。内容は、遺言書作成に関するものが3件（相続に関するご相談内容も含まれます）でした。遺言書作成に関する関心がとても高まっていることを実感しています。遺言書について気になることがございましたら、当事務所にご連絡ください。



(3) BNI SUN+チャプター10分間プレゼンターを務めました

22日朝、当事務所代表がメンバーとして活動している異業種交流会 BNI SUN+チャプター（会場：中野サンプラザ 20

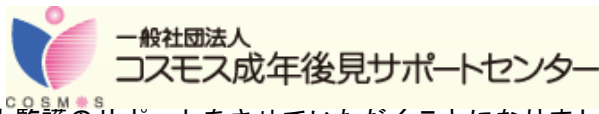
階）において、10分間プレゼンテーションのプレゼンターを務めさせていただきました。タイトルは「行政書士の仕事とは」と題し、あらためて行政書士の仕事とは何か、その全体像をご説明させていただきました。私自身の生い立ちから、なぜ行政書士になろうと思ったのか、その経過についてもお話をさせていただきました。一般の方に行政書士業務が何であるかわかりにくい、ということがよくあるので、その位置づけを含めてお話をしました。また、紹介してほしい方として、「外国人を雇用したいと思っている経営者の方」をあげ、外国人（就労）ビザ申請に力をいれていることとお話をしました。BNI SUN+チャプターは一業種一人の本格的なビジネス交流会です。毎週火曜日朝、32名のメンバーと



ともに元気に活動しビジネスを取り交わしています。ゲスト参加を募集しております。ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。詳しくは、<http://bni-sunpla.com> を。

(3) 成年後見に関するサポートを開始しています

当事務所代表は、行政書士の成年後見サポート団体である「一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター」に所属しています。



このたび、保佐人として就任し、被保佐人の方の財産管理および身上監護のサポートをさせていただくことになりました。後見人や保佐人として就任しサポートをさせていただく他に、成年後見制度への理解を多くの方にさせていただくために相談や説明・講演をさせていただければと思います。お身内の方、お近くの方に成年後見に関心のある方、何かご相談がございましたらお気軽にご連絡ください。

3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

年度末を過ぎましたが、業務は落ち着きましたか。まだ慌ただしいお客様も多いことでしょう。

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。また、建設業等で決算変更届の提出が必要な会社様の届出も迅速に対応いたします。

2) 古物商営業許可ならお任せ下さい！

当事務所では、昨年、千葉県、東京都、神奈川県で古物商の営業許可の取得を、法人、個人にわたり多数ご依頼いただき、もれなく許可を取得させていただきました。古物商営業許可は各県警によって、必要書類や書類提出の注意点があり、それらを踏まえて、迅速丁寧な対応をさせていただいております。所轄によって対応が異なることもございます。たとえば、市川警察署のみ必要な書類もあり、専門家である当事務所にご依頼いただくとスムーズに申請ができます。

今月も新規の許可申請のご依頼をいただきました。

古物商は、ご商売をされる多くの方が関わってくる許可であり、いざというときにとっておくとよい場合があります。古物商の許可は、更新がありません。一度取得すれば煩わしくない許可ともいえるでしょう。お気軽にご相談ください。

4 お客様のお店ご紹介



当事務所のお客様が、4月30日(水)、江戸川区瑞江駅前には麻雀店「麻雀M」(江戸川区瑞江2-6-20 KIビル3階)を開業しました。当事務所は、当店舗の食品営業許可ならびに風俗営業許可の申請をし、4月22日に東京都公安委員会より許可がおりました。気軽に楽しく麻雀を楽しめるそんなコンセプトの麻雀店です。都営新宿線瑞江駅徒歩2分です。近くの方、お気軽にお立ち寄りください。麻雀店を開業したい方いらっしゃいましたらご相談ください。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239